

《こんなときの知っておきたい手続》

【手続チェックシート】

以下の項目で該当するものについて、このチェックシートを活用し、各担当窓口で手続してください。

子どもが生まれた(る)とき

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
出生届	生まれてから 14日以内(生まれた日を含む。) 父又は母	<ul style="list-style-type: none"> ・届書 ・届出人の印鑑 ・母子健康手帳(時間外に宿直窓口で届け出られる場合は、後日開庁時間内に持参してください。) ・*個人番号通知書は、後日郵送します。 ・*出生届を受け付けられるのは、本籍地、出生地、届出人の住所地のいずれかになります。 	<input type="checkbox"/>	3階②市民窓口課 (時間外は1階の宿直窓口で受け付けます。)
国民健康保険	生まれてから 14日以内 世帯主又は家族	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の国民健康保険被保険者証 ・母子健康手帳 ・届出人の本人確認書類 ・届出人の印鑑 ・*別世帯の父母等が届けられる場合は、世帯主の委任状・委任された方の本人確認書類が必要です。 ・*保険証は即日交付できない場合があります。 ・*次の①～③の場合は、出産育児一時金を申請してください。 ①出産費用より出産育児一時金が多い場合に差額を申請するとき ②直接支払制度を利用しないとき ③海外で出産したとき 〈出産育児一時金の申請に必要なもの〉 ・世帯主の印鑑 ・世帯主の通帳 ・領収・明細書 ・直接支払制度の手続に関する文書 ・医師の証明(死産や流産の場合) 	<input type="checkbox"/>	3階⑥⑦ 保険年金課
国民年金第1号被保険者(産前産後の保険料免除手続き)	出産した人又は 代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード(通知カード)、又は年金手帳(基礎年金番号が分かるもの) ・母子健康手帳 	<input type="checkbox"/>	3階⑦ 保険年金課

裏面に続く

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
児 童 手 当	生まれてから 15日以内 父、母又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・請求者の健康保険証 ・請求者の金融機関口座番号 (普通預金)が確認できるもの *初めての場、通知カード又は個人 番号カード(本人、配偶者) 	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当 (注2)
子 ども 医 療	出生後速やかに 保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・お子様の健康保険証 	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当 (注2)
ひとり親家庭等医療	出生後速やかに 本人又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証(申請しようとする方全 員分) ・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)(後 日持参でも可) ・印鑑(スタンプ印不可) *上記の他にも、提出をお願いする場 合があります。 	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当
児 童 扶 養 手 当	—	申請される場合はご相談ください。 *資格、所得制限等一定の要件があり ます。	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当
母子健康手帳・妊婦 受診券の交付	妊娠した時 本人、夫 又は親族(関係が 明確にできる方) (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出書 ・本人確認及び住所確認ができる書類 (運転免許証等) ・通知カード又は個人番号カード 	<input type="checkbox"/>	2階③ 子育て相談担当
(新生児)出生通知書 (ハガキ)	出生後速やかに 保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳に添付されている出生 通知書(ハガキ)を郵送又は持参して ください。 	<input type="checkbox"/>	

本人確認書類とは…運転免許証や健康保険証、パスポートなど

(注1) 代理人の場合は本人署名捺印の委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

(注2) 児童手当、子ども医療の業務は、京都市子ども家庭支援課分室において行っています。お問い合わせ、申請等については下記の問合せ先をお願いします。

申請書等の提出は、分室への郵送でも受け付けています。また、京都市内のいずれの区役所・支所でもできます。

問合せ先

〒604-8171京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階
京都市子ども家庭支援課分室 251-1123(8:30~17:00 土・日・祝日・年末年始除く)

〈御注意〉

これらの手続は基本的な届出方法ですので、必ず窓口にお問い合わせください。届出期間に間に合わない場合や必要なものがそろえられない場合は、担当窓口にご相談ください。

京都市中京区役所

〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521
(075) 812-0061 (代表)